

犯罪被害者の実名報道に対する会長声明

本年10月30日、神奈川県座間市のアパートから9名の遺体が見つかった。その後、11月6日に被害者のうち1名の、同月10日に残りの8名の身元が判明したことを警視庁が記者発表するや、多くの報道機関が9名の実名と顔写真を報道した。

当該被害者の遺族の多くは警視庁を通じ報道機関に対して、実名や顔写真の報道をしないよう要請していた。にもかかわらず、報道機関は前記のとおり実名等の報道に踏み切ったものであって、かかる報道が、愛する家族を残虐な犯罪によって失い、悲しみの底にある遺族の心を、さらに深く傷つけたであろうことは想像に難くない。

一般に、報道の自由は国民の知る権利に奉仕するものとして憲法上保障され、また、被害者の実名報道についても、事実を検証する機会を確保する必要性など、一定の理由があるものと考えられる。しかしながら、これらの利益も無限定なものではなく、被害者や遺族の心情やプライバシーなどとの間で、適切に比較衡量されなければならない。とりわけ、インターネットが高度に発達し、誰もが個人情報や憶測に基づく情報、過度に詮索的な情

報などを容易に流通させることができる現代社会においては、ひとたび実名や写真がネット上に流れるや取り返しのつかない事態となりうることに照らせば、被害者の実名報道には殊のほか慎重な検討が求められる。

本件においては、実名等の報道が遺族の意に反していたことに加え、凄惨な被害状況や被害者側のセンシティブな事情などが併せて報道されており、実名等の報道がなされれば、それによって遺族が甚大な被害を受けるであろうことは容易に予想されたというべきである。これに対し、かかる不利益を上回る正当な利益が報道機関側にあったとは認めがたい。

このように考えると、本件の具体的状況においては、報道機関は実名や顔写真の報道は避けるべきであった。当会としては、今回の報道による遺族の心痛が一日も早く癒されることを祈りつつ、報道機関に対し再発防止を強く求めるものである。

2017年12月13日

東京弁護士会会長 瀧上 玲子

さらなる生活保護基準の引き下げに強く反対する会長声明

1. 厚生労働省は、2017（平成29）年12月14日、社会保障審議会生活保護基準部会がとりまとめた「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」を公表した。報道によれば、厚生労働省は、前記部会における検証を踏まえ、生活保護基準の中核をなす生活扶助基準額を最大1割引き下げ、母子加算も2割引き下げる方針であるとされる。その後、厚生労働省が生活扶助基準の減額幅を縮小する旨の報道がなされているが、基準を引き下げる方針は変わっていない。

生活扶助基準は、すでに2013（平成25）年8月から段階的に引き下げられ（平均6.5%、最大10%）、2015（平成27）年には住宅扶助基準及び冬季加算も削減されており、今回、生活扶助基準がさらに引き下げられれば、全体の生活保護費の切り詰めが続くことになる。

2. しかしながら、今回のさらなる生活保護基準の引き下げには大きな問題がある。

(1) 生活保護基準は憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準が求められているところ、2013（平成25）年からなされた引き下げの生活保護世帯の生活に対する影響について、いまだ十分な検証がなされているとは言い難い。

(2) 生活扶助基準の妥当性を検証する手法として「水準均衡方式」を採用し、そのなかで生活扶助基準額と年収階級第1・十分位（年収が下位10%の層）を比較している。

しかし、そもそも生活保護制度の捕捉率（制度を利用できる資格がある人の中で生活保護制度を利用している人の割合）は15.3%から32.1%にすぎず（2010（平成22）年4月9日付厚生労働省発表の「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」）、年収階級第1・十分位の層の多くは、生活保護を利用できておらず、生活保護基準以下の生活を強いられているものと考えられる。

とすると、前記の手法では、生活保護基準に満たない貧

困生活と生活保護基準を比較して生活保護基準の妥当性を判断していることとなり、手法そのものに問題があると言わざるを得ない。

(3) わが国が1994（平成6）年に批准している子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、子どもの身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての権利を認め（第27条第1項）、締約国に対し、この権利を実現するため、父母及び子どもについて責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとることを義務付けている（同第3項）。また、休息、余暇、文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利も認めている（第31条）。生活保護基準は、子どもの権利条約によるこれらの要求を満たすものでなければならない。

その観点からすると、子どものいる世帯の生活扶助基準の比較対象として年収階級第1・十分位を選択することは、いっそう適当でなく、それに基づき生活扶助基準を引き下げ、母子加算を削減することは深刻な問題がある。

(4) 生活保護基準は、住民税の非課税基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険の利用料・保険料の減免基準、就学援助金の利用基準、日本司法支援センターの民事法律扶助の援助基準など生活の中の多様な分野の施策に関連し、最低賃金の指標にもなっている。生活保護基準が引き下げられると、このような関連制度への影響も懸念される。今回の引き下げに向けて、2013（平成25）年からの引き下げによる関連制度への影響も十分に検証されていない。

3. 生活保護基準部会においては、専門家である委員から、検証に採用されている水準均衡方式そのものの問題点や限界に対する指摘が相次いだ。格差が拡大し、貧困層がより貧困になる現在のわが国において、単純な水準均衡方式の採用は生活水準を押し下げる方向に働き、いわば負のスパイラルを招き

かねない。

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法や、子どもの健やかな成長発達を保障する子どもの権利条約に照らせば、生活保護制度の検証は、単に特定の算定方式からの帰結を機械的に適用してなされるべきではなく、生活保護利用者を含み低所得者層の生活の実情を踏まえてなされるべきである。にもかかわらず、2013（平成25）年以降の生活保護基準引

き下げについて、このような観点から適切な検証がなされたとはいえない。

かかる状況において、今般、国がさらに生活保護基準を引き下げることは到底容認できず、当会は強く反対するものである。

2017年12月19日

東京弁護士会会長 瀧上 玲子

当会会員多数に対する懲戒請求についての会長談話

日本弁護士連合会および当会が意見表明を行ったことについて、特定の団体を介して当会宛に、今般953名の方々から、当会所属弁護士全員の懲戒を求める旨の書面が送付されました。

これらは、懲戒請求の形で弁護士会の会務活動そのものに対して反対の意見を表明し、批判するものであり、個々の弁護士の非行を問題とするものではありません。弁護士懲戒制度は、個々の弁護士の非行につきこれを糾すものであって、当会は、これらの書面を懲戒請求としては受理しないこととしました。

弁護士懲戒制度は、国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の信頼性を維持するための重要な制度です。すなわち、弁護士は、その使命に基づき、時と

して国家機関を相手方として訴えを提起するなどの職務を行わなければならないことがあります。このため、弁護士の正当な活動を確保し、市民の基本的人権を守るべく、弁護士会には高度の自治が認められており、弁護士会の懲戒権はその根幹をなすものです。

弁護士会としてはこの懲戒権を適正に行使・運用しなければならないことを改めて確認するとともに、市民の方々には弁護士懲戒制度の趣旨をご理解いただくことをお願いするものです。

2017年12月25日

東京弁護士会会長 瀧上 玲子

死刑執行に抗議する会長声明

1 2017年12月19日、上川陽子法務大臣は、東京拘置所で2名の死刑を執行したことを発表した。

このうち1名の死刑確定者は犯行事件当時19歳であり、犯行当時少年であった死刑確定者の執行は1997年8月に執行された永山則夫元死刑囚以来となる。

また、この2名の死刑確定者は再審請求中であり、再審請求裁判所の判断を待たずに死刑が執行された。

2 日弁連は2016年10月7日、福井市において人権擁護大会を行い、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言案」を採択し、刑罰制度の改革、受刑者の再犯防止・社会復帰のための法制度の改正と共に、2020年までに死刑制度の廃止を目指す旨を宣言し、死刑廃止に向けて大きく舵を切った。

また、2017年度版犯罪白書に依ると、「平成8年（1996年）以来、毎年戦後最多を更新した刑法犯の認知件数が14年（2002年）をピークに減少に転じ、28年（2016年）には戦後初めて100万件を下回り、ピーク時の約3分の1まで減少するなど、我が国の犯罪情勢は全体として大きく改善している」とされる。

更に、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）の統計では、2014年における人口10万人当たりの殺人事件の発生率は、米国4.4、英国0.3、フランス1.2、ドイツ0.9であるのに対して、我が国は0.3とされている。

このように我が国の殺人事件の発生率は極めて低く、2016年度の第一審における死刑判決も3件であり、死刑という刑罰の必要性及び相当性はその前提を失いつつある。

3 死刑は、人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤

判の場合には取り返しがつかない、という問題点を内包していることは広く知られた事実である。

現に日本では、死刑を宣告されながら、後に無罪とされた著名な死刑再審4事件が過去に存在した外、近年に至っても2014年3月、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第二次再審請求事件について再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をしている。

同事件は、現在、東京高等裁判所において即時抗告審が開かれているが、もし死刑が執行されていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。

こうした事件は、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものである。

一方で死刑存置論も根強く存在するが、死刑に代わる刑罰の採用など、多面的な観点から徐々に死刑廃止に向けた国民の理解が進むものと期待される。

4 今回の死刑執行のうち、元少年に対する執行は、「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは無期刑を科する」と定めた少年法第51条を尊重し、行われるべきではなかった。

また、再審請求中の確定者に対する死刑執行は、過去の再審事件に照らしても、相当性に疑問がある。

東京弁護士会は、この度の死刑執行については、現在の日本の状況に逆行するものであると考え、強く非難するものである。

2017年12月28日

東京弁護士会会長 瀧上 玲子